

○杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金交付要綱

平成26年6月6日

告示第108号

(目的)

第1条 この告示は、次世代自動車等を導入する者に対し、予算の範囲内で杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金（以下、「補助金」という。）を交付し、地球温暖化対策の推進及び大気汚染の改善を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、杉戸町補助金等の交付手続等に関する規則（平成11年杉戸町規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示における次世代自動車等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド自動車
- (3) V2H

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（次項において「交付対象者という。」）は、町内に住所を有し、自らが使用する目的で次世代自動車等を導入する個人の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者から除くものとする。

- (1) 中古自動車を購入し、補助を受けようとする者
- (2) リース契約により次世代自動車等を取得し、補助を受けようとする者
- (3) 残価設定型ローンにより次世代自動車を取得し、補助を受けようとする者
- (4) 自らの事業に使用する目的で購入し、補助を受けようとする者

(補助対象)

第4条 補助対象及び補助金の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新車新規登録又はV2H設備の設置工事の着工の前に、杉戸町次世代自動車等普及促進対策補

助金交付申請書（様式第 1 号）に別表第 3 に定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書の提出期限は、当該年度の 3 月 1 0 日（当該日が休日に当たるときは、当該休日前の開庁日）とする。ただし、町長が必要と認めるときは、提出期限を変更することができる。

（補助金の交付決定）

第 6 条 町長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金交付・不交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第 7 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助対象者」という。）は、当該補助金の交付決定に係る車両登録、納車又は機器の設置を変更し、若しくは中止しようとするときは、あらかじめ、杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金変更（中止）申請書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

（変更又は中止の承認）

第 8 条 町長は、前条に規定する変更又は中止の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金変更（中止）承認書（様式第 4 号）により、補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第 9 条 補助対象者は、補助対象自動車の自動車検査証の交付日又は補助対象機器の設置日から起算して 3 0 日を経過する日又は当該年度の 3 月 2 4 日（当該日が休日に当たるときは、当該休日前の開庁日）のいずれか早い期日までに杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金実績報告書（様式第 5 号。以下「実績報告書」という。）に、別表第 4 に定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 1 0 条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金交付額確定通知書（様式第 6 号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条に規定する通知を受けた補助対象者は、杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金交付請求書（様式第7号。以下「請求書」という。）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第12条 町長は、補助対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、交付決定を取り消すとともに、既に交付した補助金を返還させることができる。

（財産処分の制限）

第13条 規則第19条第2号に規定するその他町長が定めるもの（処分制限財産）は、補助事業により取得した車両又は設備とする。

2 規則第19条ただし書に規定する町長が定める期間（財産処分制限期間）は、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車は自動車検査証の交付後4年間、V2Hは機器の設置後5年間とする。

3 補助対象者は、規則第19条の規定に基づき補助事業により取得した財産の処分について承認を得ようとするときは、杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金に係る財産処分承認申請書（様式第8号）により、町長に承認の申請をしなければならない。

4 町長は、財産処分制限期間が経過するまでの間に財産の処分を承認しようとする場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年4月1日告示第81号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年４月１日告示第９４号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年３月２０日告示第５９号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２８日告示第５９号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

補助対象	
電気自動車	搭載された電池によって駆動する電動機のみを原動機とした内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第６０条第１項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第２条第２項に規定する自動車をいう。以下同じ。）
プラグインハイブリッド自動車	搭載された電池によって駆動する電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
V２H	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に充電し、及び電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に搭載された電池と宅内の分電盤を接続することで電気を相互に供給することが可能な設備をいう。

別表第２（第４条関係）

補助対象	補助金の額	備考
電気自動車	３万円	１回の申請につき、１台までとする。
プラグインハイブリッド自動車	３万円	

V2H	3万円	1回の申請につき、1設備までとする。
-----	-----	--------------------

別表第3（第5条関係）

補助対象	町長が必要と認める書類
電気自動車	1 導入費が明記されている見積書等
プラグインハイブリッド自動車	2 規格等がわかるカタログ等
V2H	1 導入費が明記されている見積書等 2 規格等が分かるカタログ等 3 導入場所の略図及び配置図 4 システムの導入工事着工前の現況写真

別表第4（第9条関係）

補助対象	町長が必要と認める書類
電気自動車	1 導入費にかかる領収書等の写し
プラグインハイブリッド自動車	2 自動車検査証（電子化されたものである場合は自動車検査証記録事項）の写し 3 道路運送車両法第11条第1項の規定による自動車登録番号標が分かる写真
V2H	1 導入費にかかる領収書等の写し 2 導入工事施工中及び完了後の写真

様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）

年 月 日

杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金交付申請書

杉戸町長 あて

郵便番号
住 所
(申請者) 氏 名
電話番号

杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金の交付を受けたいので、杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

補助対象	(該当項目に☑を記入) ☐ 電気自動車 ☐ プラグインハイブリッド自動車 ☐ V 2 H		
	メーカー		
	車名／製品名		
	型式		
導入に要する経費		円	
自動車検査証の交付予定日又は		年	月 日
V 2 H設備の設置工事着工予定日		年	月 日
使用の本拠の位置		杉戸町	
補助金の交付申請額		円	

3 添付書類

- (1) 導入費が明記されている見積書等
- (2) 規格等が分かるカタログ等
- (3) 導入場所の略図及び配置図（V 2 Hの場合）
- (4) システムの導入工事着工前の現況写真（V 2 Hの場合）

様式第2号（第6条関係）

杉 第 号
年 月 日

杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金交付・不交付決定通知書

様

杉戸町長

年 月 日付けで申請のあった杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金交付申請について、下記のとおり交付・不交付することに決定したので、杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 その他留意事項

- (1) 補助対象の自動車検査証が交付されたとき又は設置工事が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第5号）を提出すること（自動車検査証の交付日又は設置工事の完了日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月24日（当該日が休日に当たるときは、当該休日前の開庁日）のいずれか早い期日まで）。
- (2) 補助対象の車両登録、納車又は機器の設置を変更し、若しくは中止しようとするときは、あらかじめ、杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金変更（中止）申請書（様式第3号）を提出すること。
- (3) 補助対象事業が予定期間内に完了しないときは、速やかにその理由を報告し、指示を受けること。

3 不交付の理由

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金変更（中止）申請書

杉戸町長 あて

郵便番号
住 所
（補助対象者） 氏 名
電話番号

年 月 日付け杉第 号で補助金の交付決定のあった次世代自動車等の導入について、交付申請の内容を（ 変更 ・ 中止 ）することについて承認を受けたいので、杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

変更（中止）の内容

様式第 4 号（第 8 条関係）

杉 第 号
年 月 日

杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金変更（中止）承認書

様

杉戸町長

年 月 日付けで申請のあった杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金に係る変更等については、下記のとおり承認しました（承認しません）ので、杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

- 1 承認・不承認の別

承認します・承認しません
- 2 その他

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金実績報告書

杉戸町長 あて

郵便番号
住 所
(補助対象者) 氏 名
電話番号

年 月 日付け杉第 号で補助金の交付決定のあった次世代自動車等の導入をしたので、杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

補助対象	(該当項目に☑を記入)		
	☐ 電気自動車		
	☐ プラグインハイブリッド自動車		
	☐ V 2 H		
	メーカー		
	車名／製品名		
	型式		
導入に要した経費		円	
自動車検査証の交付年月日又は		年	月 日
V 2 H設備の設置工事完了日		年	月 日
使用の本拠の位置		杉戸町	
補助金の交付決定額		円	

添付書類

- (1) 導入費にかかる領収書等の写し
- (2) 自動車検査証（電子化されたものである場合は自動車検査証記録事項）の写し
- (3) 自動車登録番号標（ナンバー）が分かる写真
導入工事施行中及び完了後の写真（V 2 Hの場合）
- (4) その他町長が必要と認めるもの

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

杉 第 号
年 月 日

杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金交付額確定通知書

様

杉戸町長

年 月 日付けで交付決定した杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金について、下記のとおり交付額を確定したので、杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金交付要綱第 1 0 条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額	円
----------	---

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金交付請求書

杉戸町長 あて

郵便番号

住 所

(補助対象者) 氏 名 印

電話番号

年 月 日付け杉第 号で補助金交付額の確定のあった次世代自動車等の導入について、補助金の交付を受けたいので、杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 円

金融機関名	(ふりがな) 銀行・信用金庫・農協・その他
本支店名	本店・支店・その他 ()
預金種別	普通・当座
口座番号	
口座名義人	(ふりがな)

※口座名義人は請求者と同一人となります。

様式第 8 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金に係る財産処分承認申請書

杉戸町長 あて

郵便番号
住 所
(補助対象者) 氏 名
電話番号

杉戸町次世代自動車等普及促進対策補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、補助金等の手続きに関する規則（平成 1 1 年杉戸町規則第 2 2 号）第 1 9 条の規定により申請します。

記

- 1 補助金確定番号
- 2 処分の方法
該当する項目を○で囲んでください。

売却、譲渡、交換、貸与、担保、廃棄、その他
「その他」については具体的に []

- 3 処分の時期
- 年 月 日から
年 月 日まで

- 4 処分の理由

様式第 9 号（附則第 2 項、第 6 条第 1 項関係）

年 月 日

杉戸町次世代自動車普及促進対策補助金交付申請書

杉戸町長 あて

郵便番号
住 所
(申請者) 氏 名 印
電話番号

杉戸町次世代自動車普及促進対策補助金の交付を受けたいので、杉戸町次世代自動車普及促進対策補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

導入した次世代自動車	(該当項目に☑を記入) ☐ 電気自動車 ☐ プラグインハイブリッド自動車	
	メーカー	
	車 名	
	型 式	
次世代自動車導入に要した経費		円
自動車検査証の交付年月日		年 月 日
使用の本拠の位置		杉戸町
補助金の交付申請額		円

添付書類

- (1) 契約書又は注文書の写し（車両本体価格が分かるもの）
- (2) 補助対象自動車に係る支払証拠書類の写し
- (3) 自動車検査証の写し
- (4) 写真（ナンバーが分かるもの）
- (5) その他町長が必要と認めるもの

様式第 1 0 号（附則第 2 項、第 7 条関係）

杉 第 号
年 月 日

杉戸町次世代自動車普及促進対策補助金交付決定兼確定通知書

申請者
様

杉戸町長 印

年 月 日付けで申請のあった杉戸町次世代自動車普及促進対策補助金交付申請について、下記のとおり交付決定し、補助金を確定したので、杉戸町次世代自動車普及促進対策補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額	円
----------	---

様式第 1 1 号（附則第 2 項、第 7 条関係）

杉 第 号
年 月 日

杉戸町次世代自動車普及促進対策補助金不交付決定通知書

申請者
様

杉戸町長 印

年 月 日付けで申請のあった杉戸町次世代自動車普及促進対策補助金交付申請について、不交付に決定したので、杉戸町次世代自動車普及促進対策補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）

様式第 3 号（第 7 条関係）

様式第 4 号（第 8 条関係）

様式第 5 号（第 9 条関係）

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

様式第 8 号（第 1 3 条関係）

様式第 9 号（附則第 2 項、第 6 条第 1 項関係）

様式第 1 0 号（附則第 2 項、第 7 条関係）

様式第 1 1 号（附則第 2 項、第 7 条関係）